

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

平成 27 年 7 月 1 日

一畑バス株式会社

目次

第 1 章	総則	1
第 2 章	新型インフルエンザ等対策の実施体制	4
第 3 章	新型インフルエンザ等対策に関する事項	5
第 4 章	その他	5

第1章 総則

(計画の目的)

- 第1条 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)第9条第1項の規定に基づき、一畑バス株式会社(以下、「会社」という。)における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。
- 2 またこの計画の具体的な取り扱い等については、別途一畑バス株式会社新型インフルエンザ等対策に関する業務計画細則(以下、「細則」という。)に定めるものとする。

(基本方針)

- 第2条 会社は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日。以下、「政府行動計画」という。)、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画(平成20年3月25日)及び島根県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)及び本業務計画に基づき、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最少となるよう、お客様の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

(計画の運用)

- 第3条 政府行動計画における新型インフルエンザ等発生時の被害想定は次の通りであり、本計画においてもこの想定を準用する。

政府行動計画における被害想定

- (1) 県民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- (2) ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる。)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

(用語の定義)

- 第4条 本業務計画及び細則において使用する用語の定義は、次の通りとする。

(1) 新型インフルエンザ等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速な蔓延の恐れのあるものに限る。)をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第22条第1項の規定により島根県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という。)が設置された時から、同法第25条の規定により県対策本部が廃止されるまでの間において、県民の生命及び健康を保護するとともに県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最少となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律に基づき実施する措置をいう。

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置

特措法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、県民の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最少となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法に基づき実施する措置をいう。

(4) 発生段階

県行動計画における発生段階を準用する。

発生段階	状態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～蔓延～患者の減少	(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～蔓延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(対策本部の設置)

第5条 社長は、島根県知事を本部長とする県対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するため、一畑バス株式会社新型インフルエンザ等対策本部(以下、「対策本部」という。)を設置する。

2 社長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部を設置することができる。

(対策本部長等)

第6条 対策本部長は、代表取締役社長とし、対策本部副本部長は専務取締役とする。

(構成)

第7条 対策本部の構成は、別表1の通りとする。

(事務局)

第8条 対策本部の事務局は本社総務部に置き、事務局長は運行部長とする。

(対策本部長等の任務)

第9条 対策本部長、対策副本部長、事務局長及びその他対策本部の構成員(以下、「本部員」という。)の任務は次の通りとする。

(1) 対策本部長は、対策本部を統括する。

(2) 対策副本部長は、対策本部長を補佐する。なお、対策本部長に事故があるときは、対策本部長の任務を代行する。

(3) 事務局長は、対策本部事務局の運営を統括する。なお、対策本部長及び対策本部副本部長に事故あるときは、対策本部長の任務を代行する。

(4) 対策本部を構成する本部員は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

(情報収集及び共有体制)

第10条 会社は、平時から国内外の新型インフルエンザ等に変異する可能性のある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、発生時においては、その情報を早急に社員及びその家族に周知する体制を確保する。

(対策本部の廃止)

第11条 対策本部長は、県対策本部が廃止された場合には、対策本部を廃止する。

- 2 対策本部長は、第5条第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部設置を継続する必要が無いと判断した時は、対策本部を廃止する。

(関係機関との連携)

第12条 会社は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務(以下、「新型インフルエンザ等対策業務」という。)を実施する上で不可欠となる関係業者と発生時における連携等について協議する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容)

第13条 会社は、第3条の被害想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、新型インフルエンザ等の発生段階に応じたバス運行計画によってお客様の運送を適切に実施する。

- 2 会社は、共同運行するバス路線については、共同運行の相手会社と連携し、お客様の運送を適切に実施する。

(社員の確保調整)

第14条 会社は、第3条の被害想定を踏まえ、バス運行計画に基づく社員の確保調整を行うことにより新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(感染対策の実施)

第15条 会社は、社員の感染対策として、職場におけるマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい手洗いの励行等の対策を講じるとともに、必要に応じ、感染拡大防止の為の措置を検討する。

- 2 会社は、お客様の感染対策として、ポスター類の掲示、車内放送等により、マスク着用、咳エチケットの励行等の協力を呼びかけるものとする。

第4章 その他

(教育及び訓練の実施)

第16条 会社は、平時から新型インフルエンザ等に関する正しい知識の社員への周知に努める。また、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する訓練に参加するように努めるものとする。

(物資及び資材等の備蓄等)

第 17 条 会社は、的確な新型インフルエンザ等対策を実施するため、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄等を行う。

(計画の見直し)

第 18 条 会社は、適宜適切に本業務計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、県知事に報告するとともに、その要旨の公表を行う。

本業務計画は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

第 7 条別表 1

《対策本部の構成》

対策本部長	代表取締役社長
対策本部副本部長	専務取締役
事務局長	運行部長
対策本部	情報収集・物資調達班 (総務部・出雲支社業務課)
	お客様対応・広報班 (営業部)
	バス運行・社員確保調整班 (運行部・出雲支社運行課)
	事務局 (総務部)